

岐阜東高等学校 いじめ防止基本方針

「いじめは、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応、並びに重大事態の対処を行なっていく。

1、いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・仲間はずれ、集団等によって無視される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) 学校の姿勢（自校の課題）

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより、早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行なう。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織をめざす。

2、いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ① 上記法 22 条に基づき、下記のように本校にいじめ防止等の対策のための組織を設置する。
- ② (組織の名称) 岐阜東高等学校いじめ防止等対策委員会
- ③ (組織の構成員) 学校関係者 校長、教頭、各学年主任、教育相談担当、生活指導部長
第三者 育友会(保護者)代表、スクールカウンセラー
- ④ (組織の運営)
 - ・ いじめの防止、早期発見・早期対応などを実効的かつ組織的に行う。そのための早期発見・事案対処のマニュアルは、下記の「3、いじめ問題発生時の対処」に定める。
 - ・ 年 2 回(6 月と 1 月)「岐阜東高等学校いじめ防止等対策委員会」(以下「いじめ防止等対策委員会」という)を開催し、学校のいじめ防止対策に対する取り組み全般について、第三者からの意見を尊重しながら、常に見直しをはかる。
 - ・ 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
 - ・ いじめ事案が発生した際には、「いじめ防止等対策委員会」の下部組織として設置する、「岐阜東高等学校いじめ事案対策委員会」(後述)が対応する。
 - ・ 発生した事案が「重大事態」とみなされた時は、「岐阜東高等学校いじめ事案対策委員会」が事態の収束をはかった後、「いじめ防止等対策委員会」にさらに必要な第三者を加えて、事態の検証にあたるものとする。(後述)

(2) 学校および各分掌の取組

① 学校全体

- ・ 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。具体的には
 - 1、いじめに向かない態度・能力の育成
 - 2、いじめが生まれる背景に留意し、注意深く指導する。
- ・ HR活動や生徒会活動・部活動あるいは地域貢献やボランティア活動などを通じて、自己有用感や自己肯定感を育み、お互いの人格を尊重し合える態度を育成するとともに、豊かな情操や道徳心を育てる。
- ・ いじめは人間関係のもつれがきっかけとなり深刻化していくと考えられるため、教員は学校のあらゆる場面で生徒の動向に目を配り、早期に人間関係のもつれを発見し、関係する部署・教職員と連携をとりながら、適切な対応をとる。
- ・ 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、常に組織で対応するとともに、必要に応じて、学年会議、校務運営委員会、職員会議で情報を共有する。
- ・ すべての教職員のいじめに対応する資質能力の向上を図るための職員研修等を開催する。
- ・ 不登校の生徒などが出てきた場合、欠席日数が 20 日・30 日・40 日に達した段階で、その原因と改善に向けての対策会議を実施する。(担任→学年会議→校務委員会→職員会議)
- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を 5 年とする。

② 生活指導部

- ・ 学校全体の規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・ 5 月に「生活実態調査」、6 月に「教育心理調査(クレペリン)」、9 月に「生活相談アンケート(SERAPLUS)」を実施し、生徒の状況を把握する。
- ・ 各学年の生活指導担当教員を通じて、週 1 回の各学年会議での生徒の出欠異常や異変などの情報を共有して、学年主任や担任と協力しながら、いじめや不登校の未然防止に努める。

- ・教育相談体制を強化し、生徒が気軽に相談や、心情を吐露できる機会を増やすとともに、必要に応じて情報の共有をおこない、いじめや不登校の未然防止に努める。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察・子ども相談センターなど）との連携を強化する。
- ・MS リーダーズ活動を通じて社会貢献活動・ボランティア活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

③教務部

- ・授業規律を整え、生徒が授業に集中できるように努める。
- ・常に授業の改革を行い、すべての生徒が参加できる授業を確立する。

④進路指導部

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・社会人、卒業生、大学教授などを招いた講演や学習会、社会体験学習により、社会の中における自己の将来像を描かせ、社会における規律を習得させる。

⑤特別活動部

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通じて道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

⑥渉外部

- ・育友会活動等を通じて、いじめ撲滅に向けた活動に理解と協力を求め、家庭や地域が連携した対策を推進する。
- ・情報モラル教育について、保護者の理解を深める。

(3) 年間計画

月	行 事	活 動 内 容
4	・始業式・入学式 ・教育相談（全校生徒対象）	・「いじめ防止基本方針」を生徒・保護者・関係機関等に説明する ・生徒の生活・学習状況の確認・相談
5	・生活実態調査	・生徒の生活状況の確認
6	・授業改善アンケート ・教育心理調査（クレペリン検査） ・第1回いじめ防止等対策委員会	・よりわかる授業への改善をはかる ・生徒の内面を理解する ・学校の方針と具体的対応を確認する。 ・いじめ防止の年間取組について検討 ・学校の方針と具体的対応の確認
7	・三者懇談会	・学校生活・家庭生活全般についての確認・相談
8	・夏季教職員研修会	・情報モラル教育等についての研修
9	・生活相談アンケート（SERAPLUS）	・学校生活の中で困っていること、いじめや迷惑行為がないかを確認する
10		
11		
12	・三者懇談会	・学校生活・家庭生活全般についての確認・

		相談
1	・第2回いじめ防止等対策委員会	・今年度の反省と来年度に向けての課題
2		
3		

※他にミニ教研でいじめ対応の職員研修を行う。

※匿名通報サイト（スクールサイン）による、いじめ防止

3、いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行なった児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等の使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し適切に、援助を求めなければならない。

(組織対応)

- ・いじめ事案の発生が疑われた際は、教職員は「岐阜東高等学校いじめ事案対策委員会」（以下、「いじめ事案対策委員会」という）にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。報告を受理した後は「いじめ事案対策委員会」が対応する。
- ・「いじめ事案対策委員会」は、当該学年の学年会議と生活指導委員会、教育相談の構成員からなるものとする。

(対応順序)

- 1、被害者・加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- 2、いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）その際に、生徒・保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申し出があったときは、下記の「重大事態」が発生しているものとして報告・調査に当たる。
- 3、判断材料が不足しているときはさらに調査
- 4、被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- 5、加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- 6、保護者への説明（事実確認、被害生徒への支援・加害生徒への指導方針）
- 7、経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- 8、報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

(2)「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(対応順序)

- ① 学校設置者（学校法人富田学園）へ報告し、事実関係を明白にするための詳しい調査を実施する。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(学校主体による調査組織の編成)

- ① 「岐阜東高等学校いじめ防止等対策委員会」にさらに必要に応じて第三者を加えることができる。また、この調査組織の中で、重大事態に直接の人間関係または特別の利害関係を有するものがある場合は、調査組織から除外する。

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スクールサポートチーム支援事業」を活用する場合もある。

(学校主体による調査における注意事項)

- ① 学校設置者（学校法人富田学園）と連携をとり、指示をあおぐ。
- ② 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明

を怠ることがないようにする。

- ③ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に的確にする。
- ④ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実確認に真摯に臨み、事態の解決に取り組む。
- ⑤ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者への説明をする等の措置が必要であることに留意する。
- ⑥ 調査結果は学校設置者（学校法人富田学園）に報告する。
- ⑦ 調査結果は必要に応じて学校設置者（学校法人富田学園）から私学振興・青少年課に報告する（私学振興・青少年課から知事に報告する）。
- ⑧ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は学校設置者（学校法人富田学園）または私学振興・青少年課による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

（いじめの解消）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、富田学園又は「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じてないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4、情報等の取り扱い

（1）個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経過や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることも

あることを想定して、生徒の個人調査データは必ず保管する。また、「岐阜東高等学校いじめ防止等対策委員会」が重大事態の調査にあたる際も、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となりうるため、その活用方法について職員研修を実施し、生徒指導に積極的に活用する。